

平成 25 年度 定期監査実施計画

平成 25 年 2 月 28 日
監 査 委 員 決 定

地方自治法第 199 条第 4 項による同条第 1 項に規定する財務に関する事務の執行に関する定期監査を下記のとおり実施する。

1 実施方針

執行された事務事業について、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

2 監査の重点事項

次の事項に重点を置き監査を行う。

- (1) 随意契約について
- (2) 収納事務について
- (3) 物品の出納保管状況について

3 監査の対象範囲

平成 24 年度及び平成 25 年度の監査実施当日までに執行された杉並区一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び中小企業勤労者福祉事業会計に係る事務事業。

なお、財産の管理状況は、監査日現在とする。

4 監査の対象部局等

庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した次の庁外施設（65 箇所）とする。

- (1) 産業振興センター、杉並福祉事務所(1 所)、児童青少年センター、杉並保健所、保健センター(3 所)、杉並土木事務所、杉並清掃事務所方南支所、済美教育センター、中央図書館
- (2) 区民(駅前)事務所(3 所)、地域区民センター(3 所)、区外宿泊施設(1 所)、障害者通所施設(1 所)、障害者福祉会館、障害者交流館(1 所)、公園緑地事務所(1 所)、科学館、地域図書館(2 館)
- (3) 小学校(10 校)、中学校(6 校)、区民会館(1 所)、保育園(8 園)、保育室(1 所)、子供園(1 園)、児童館(8 館)、ゆうゆう館(4 館)、体育施設(1 所)

5 監査の実施期間及び通知

監査の実施期間は次のとおりとする。なお、実施に当っては、区長等関係機関に対し実施日の概ね1か月前までに通知する。

部 局 名	実 施 期 間
政策経営部	4月下旬～8月下旬
総務部・会計管理室	4月下旬～8月下旬
区民生活部	5月上旬～10月下旬
保健福祉部	8月下旬～3月下旬
都市整備部	4月下旬～9月下旬
環境部	5月下旬～10月下旬
教育委員会事務局(学校を含む。)	10月下旬～3月下旬
行政委員会事務局等	11月中旬～3月下旬

6 監査の方法

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合、証拠書類の確認をする。また、庁外施設については、施設の管理状況等を実査する。

7 監査の結果に関する報告及び公表

監査の結果は、区長等関係機関に速やかに報告し、公表する。